

2月
保健だより



●3～4カ月児健診

25日	木	13:15～14:10受付 ※少人数に分けてご案内します	津田保健センター	令和2年10月生まれ
-----	---	---------------------------------	----------	------------

●1歳6カ月児健診

2日	火	12:40～13:35受付 ※少人数に分けてご案内します	津田保健センター	対象の方には別途通知いたします。
----	---	---------------------------------	----------	------------------

●3歳児健診

18日	木	12:40～13:35受付 ※少人数に分けてご案内します	津田保健センター	対象の方には別途通知いたします。
-----	---	---------------------------------	----------	------------------

●乳幼児相談(身長・体重測定、育児相談、栄養相談)・妊産婦相談

1日	月	9:30～11:00	志度保健センター	乳幼児・妊産婦希望者
5日	金	9:30～11:00	大川町児童館	
9日	火	9:30～11:00	寒川児童館	
17日	水	9:30～11:00	津田保健センター	
24日	水	9:30～11:00	長尾保健センター	

●2歳児歯科健診

2月	市内委託医療機関にて受診		平成30年7月生まれ
----	--------------	--	------------

●こども相談(発達や育児についての個別相談)

26日	金	予約制	寒川庁舎
-----	---	-----	------

●健康相談

4日	木	9:30～11:00	長尾保健センター	成人の希望者
17日	水	13:20～14:00	津田公民館北山分館	
26日	金	9:30～11:00	志度保健センター	

●栄養相談

24日	水	14:00～16:00	寒川庁舎	希望者
-----	---	-------------	------	-----

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の方へ

● 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

「児童扶養手当法」の一部改正により、今年3月分の手当以降、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

〈児童扶養手当の月額〉(令和2年4月～)

対象児童	全部支給	一部支給
1人目	43,160円	43,150円～10,180円
2人目加算	10,190円	10,180円～5,100円
3人目加算	6,110円	6,100円～3,060円

- 注1)一部支給額は所得に応じて決定されます。
 - 注2)所得により手当の全部が支給停止される場合があります。
 - 注3)令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※)が含まれます。
- (※)障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

◆ 手当を受給するための手続き

- ・3月1日より前でも、申請は可能です。
- ・すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。

◆ 支給開始月

- ・通常、申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できず、令和3年3月1日に要件を満たしている方は、6月までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。
- ・3月分と4月分の手当は、5月に支給されます。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等(※)を受給している方は、変更はありません。公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分を受給できます。
(※)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
また障害厚生年金(3級)のみを受給している方。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問】子育て支援課 ☎(0879)26-9905

市ホームページはこちら

